



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

# 全国歯報

2018.9 83号

第83回  
通常組合会

平成 29 年度事業報告、歳入歳出決算を承認

平成 30 年 7 月 21 日（土）午後 1 時より、ウェスティン都ホテル京都「瑞穂の間」にて第 83 回通常組合会が開催され、平成 29 年度事業報告、歳入歳出決算、決算剰余金処分、及び組合規約の一部改正（案）について慎重審議の結果、すべて原案の承認を得た。



■議長挨拶（要旨） 秦野議長

定刻になりましたので、ただ今より第 83 回通常組合会を開催いたします。本日は、ご多忙のなか、そして非常に暑いなか、全国各地よりご参集賜り、心よりお礼を申し上げます。本日の組合会は、平成 29 年度の事業報告及び歳入歳出決算をご審議頂きます。



秦野議長 井田副議長

■開会の辞（要旨） 山下副理事長

沖縄は台風の影響で本日飛行機が欠航だそうですが、京都は酷暑です。そのようななか、全国からご出席ありがとうございます。本日は平成 29 年度事業報告、歳入歳出決算のご審議を願います。長丁場となりますが、慎重審議をお願いいたします。



■理事長挨拶 三塚理事長

西日本を中心に降り続いた今回の記録的な豪雨により大きな被害が発生しました。組合員の先生方のご親戚、友人知人等にも被害を受けられた方がおられると思います。被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

昨年の第 81 回組合会にて理事長となり、国からの国保の制度改革が急激に進むなか、先生方のお力でなんとか恙無く一年間を過ごす事ができました。ありがとうございます。

さて、国は、2040 年を展望した社会保障改革の課題などを公表しました。



我が国の社会保障給付費の対 GDP 比は、2018 年度の 21.5% から、2025 年度は 21.7 ～ 21.8% へと上昇すると予測されています。その間の人口動態を見ると、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、高齢者人口は急速に増加し、高齢者数がピークを迎える 2040 年ごろまで高齢者人口は緩やかになるものの、一方で既に減少に転じている現役世代である生産年齢人口は、2025 年以降、更に減少が加速し、社会の活力維持・向上が新たな局面の課題として生じてきます。そこで、高齢者などの社会参加を促進し、社会の活力を維持していく施策が必要とされていきます。その方策として、2040 年までに「3 年以上の健康寿命の延伸」や「医療介護サービスの生産性の向上」が議論され、フレイルなどの介護予防と生活習慣病などの疾病予防の一体的実施に取り組んでいます。本組合としても、人生 100 年時代を見据え、健康寿命の延伸をはかるために、予防・健康づくりの推進のための保健事業を更に充実、展開していかなければいけません。

このような背景の中、平成 30 年度における課税標準額の調査、いわゆる「所得調査」がはじまりました。今回の調査は、従来と大きく変わり、マイナンバーを利用した情報連携を用いての調査対象者への課税標準額の照会及び取得をすることとなり、調査方法としては従来より安易になりました。ただし、国保組合の実情に応じて、従前どおり、組合から調査対象者に調査票を送付し、課税証明書の提出による方法も可能としていますが、未提出者については、改めて情報連携による調査を行うと明記されておりました。従って本組合としては、従前の方法で調査対象組合員に委任状を送付し、本組合本部で作業を進めることとし、未提出者（調査拒否者）等については、情報連携による調査をおこなうことといたしました。実施スケジュールは、本組合本部で全組合員名簿の作成を行い、6 月 15 日までに栃木県に提出し、県は 6 月 15 日から、組合員数に応じた抽出割合に基づき、調査対象組合員を抽出、選定後、本組合に選定組合員名簿が提供されました。本組合本部は名簿に基づき、当該組合員の課税標準額の照会、調査票への記入を行い、栃木県に 30 年 11 月 9 日までに提出し、県は 11 月 30 日までに厚労省に提出する予定です。

この調査結果に基づく国庫補助率の反映は平成 32 年度予算からとすると明記されています。従って、本組合は 30 年度末には、32 年度からの国庫補助率が決定されると思われませんが、予測による対応を速やかにおこない、31 年度以降の予算について考えていきます。

各支部のご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

議事

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告について議決を求める件

齊藤専務理事

平成 29 年度事業報告についての説明後、採決に入り全員挙手により可決承認された。



I 概況

平成 27 年 5 月 27 日に『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律』が成立した。

この法律は、『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保を始めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずるもの。

これにより、平成 30 年度からは、都道府県が国保運営の責任主体となり、市区町村国保とともに国保運営を担うことになる。平成 29 年度は、市区町村が個別に国保運営を行なう最後の年度となった。市区町村は、地域住民と身近な関係の中、国保における資格管理、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保険給付、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き平成 30 年度以降も行うことになる。

平成 28 年 4 月から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律とは

1. 国民健康保険の安定化
  - 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化  
(平成 27 年度からは約 1700 億円、平成 29 年度からは 3400 億円)
2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
  - 被用者保険者の後期高齢者支援金について、全面総報酬割を実施  
(平成 26 年度 1/3 総報酬割、平成 27 年度 1/2 総報酬割、平成 28 年度 2/3 総報酬割、平成 29 年度全面総報酬割)
3. 負担の公平化等
  - ① 入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引き上げ。  
(平成 30 年度 1 食 460 円)
  - ② 特定機能病院等は、医療機関の機能負担のため、必要に応じて患者の病状に応じた適切な医療機関を紹介するなどの措置を講じる。(紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入:平成 28 年 4 月 1 日)
  - ③ 健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ。(121 万円から 139 万円)
4. その他
  - ① 協会けんぽの国庫補助率を「当分の間 16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助金額の特例的な減額措置をする。
  - ② 被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直しをする。
  - ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
    - ・都道府県が地域医療構想と統合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)
    - ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
  - ④ 患者申出療養を創設  
(患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

## II. 事業運営報告

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成 28 年度から、定率補助が 5 年間をかけて段階的に引き下げられている。当組合の平成 29 年度の補助率は一般 31.2%、組合特定 16.3% となった。激変緩和措置により、①組合特定被保険者の割合が 30%未満の組合に補助削減額の 1/4 に相当する額を補助、②支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が 30%以上の組合に補助削減額の 1/4 に相当する額を補助されるようになっていたが、平成 29 年度で組合特定被保険者数の割合が 30.74% となり 30%を上回ったことにより、上記の①に関する激変緩和措置の補助金を受けることが出来なくなったが、このことについては予算措置をしていた。

保健事業については、平成 29 年度よりメンタルヘルス事業として、組合員が全国歯の事務局を通さず、全国どこからでも直接、電話等によるメンタルヘルスカウンセリングを開始した。全国歯に、相談件数は 14 件との報告があったが、相談内容等については、一切公表されないこととなっている。今後とも、気軽にメンタルヘルスカウンセリングを利用して頂きたい。

レセプト点検について、栃木県国民健康保険団体連合会へ一次点検、二次点検を委託しているが、平成 29 年度からは、高額なレセプト(19,200 点以上)において三次点検を、専門知識を有する者に委託し東京事務所でレセプト点検を実施した。委託費用については、全て特別調整補助金の保険者機能強化分で交付される。三次点検として 213 件を再審査請求に出し、156,260 円の費用が減額された。今後も、医療費の適正化に務めるため、再審査を実施する。

平成 29 年度は、被保険者証の一斉更新を実施し、随時発行については、従来はプラスチック合成紙を使用していたが、各支部にカードプリンタを配置し、一斉更新時と同様のプラスチックカードで被保険者証を発行出来るようにした。

以下、平成 29 年度の事業計画に沿って報告する。

## II 事業の実施状況

### 1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

#### (1) 種別被保険者数(平均)

種別		平成 29 年度	平成 28 年度	伸び率
組合員	1 種	11,402	11,468	▲ 0.58
	2 種	1,337	1,302	2.69
	3 種	26,367	26,129	0.91
	計	39,107	38,899	0.53
家族	1 種	20,845	21,518	▲ 3.13
	2 種	1,065	979	8.78
	3 種	3,991	4,013	▲ 0.55
	計	25,901	26,510	▲ 2.30
合計	1 種	32,247	32,986	▲ 2.24
	2 種	2,402	2,281	5.30
	3 種	30,358	30,142	0.72
	計	65,007	65,409	▲ 0.61

#### 【再掲】

#### 前期高齢者・未就学児・介護保険第 2 号被保険者・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第 2 号	組合特定※
組合員	1 種	2,566	-	8,146	779
	2 種	26	-	458	968
	3 種	287	-	9,639	13,634
	計	2,879	-	18,243	15,380
家族	1 種	1,716	1,508	6,916	1,731
	2 種	19	393	124	722
	3 種	312	458	680	2,148
	計	2,046	2,358	7,720	4,601
合計	1 種	4,282	1,508	15,062	2,510
	2 種	45	393	582	1,690
	3 種	598	458	10,319	15,782
	計	4,925	2,358	25,963	19,982

※ 1 種組合員、2 種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

#### (2) 後期高齢者組合員数(平均)

平成 29 年度	平成 28 年度	伸び率
942	934	0.86

### 2. 保険料収納の状況

種別	平成 29 年度			平成 28 年度			収納額の伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基礎賦課額	均等割	6,283,807,000	6,282,694,200	99.98	6,313,163,500	6,306,644,500	99.90	▲ 0.38
	所得割	2,571,236,758	2,570,749,923	99.98	2,584,865,493	2,582,400,569	99.90	▲ 0.45
後期高齢者支援金等賦課額	2,614,686,900	2,614,193,900	99.98	2,556,076,200	2,553,343,400	99.89	2.38	
介護納付金賦課額	1,215,472,600	1,215,137,200	99.97	1,148,591,000	1,146,918,600	99.85	5.98	
後期高齢者賦課額	56,065,000	56,055,000	99.98	55,875,000	55,815,000	99.89	0.43	
合計	12,741,268,258	12,738,830,223	99.98	12,658,571,193	12,645,122,069	99.89	▲ 0.74	

(注 1) 滞納繰越金を含まず。

(注 2) 平成 29 年度保険料免除額 3 種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者(基礎賦課額 16,092,000 円、後期高齢者支援金等賦課額 34,149,600 円、合計 50,241,600 円)

3. 国庫支出金の交付状況

項目	平成 29 年度	平成 28 年度	伸び率
事務費負担金	42,645,762	42,610,705	0.08
療養給付費補助金	3,327,930,282	3,173,642,090	4.86
後期高齢者支援金補助金	1,235,947,795	1,109,869,644	11.36
介護納付金補助金	624,052,822	691,047,853	▲ 9.69
出産育児一時金等補助金	87,085,000	85,510,000	1.84
高額医療費共同事業補助金	16,106,000	16,748,000	▲ 3.83
特別調整補助金	111,692,000	66,664,000	67.54
特定健康診査等補助金	4,067,000	3,183,000	27.77
災害臨時特例補助金	1,901,000	2,239,000	▲ 15.10
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	70,699,000	▲ 100.00
合計	5,451,427,661	5,262,213,292	3.60

(注 1) 平成 29 年度の社会保障・税番号制度システム整備費補助金分は、特別調整補助金の中で交付された。

(注 2) 記載の無い国庫支出金項目については、平成 29 年度及び平成 28 年度共に交付金無し。

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前の者	8割給付
④前期高齢者(70～74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者で平成26年4月1日以前に70～74歳となっている者 ・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者	7割給付 9割給付 8割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	平成 29 年度	平成 28 年度	伸び率
4月	570,076,132	575,961,470	▲ 1.02
5月	577,803,781	532,194,136	8.57
6月	606,597,162	574,201,571	5.64
7月	575,458,600	553,242,617	4.02
8月	584,132,653	561,381,252	4.05
9月	572,431,390	575,644,305	▲ 0.56
10月	604,696,399	584,778,613	3.41
11月	606,818,270	559,768,204	8.41
12月	598,407,561	615,960,245	▲ 2.85
1月	563,108,445	538,189,450	4.63
2月	578,696,064	565,871,089	2.27
3月	675,475,895	641,464,968	5.30
合計	7,113,702,352	6,878,657,920	3.42
年間月平均	592,808,529	573,221,493	3.42

(3) 総医療費の状況

診療月	平成 29 年度	平成 28 年度	伸び率
4月	807,855,703	816,148,714	▲ 1.02
5月	817,713,972	753,197,448	8.57
6月	860,678,372	814,274,975	5.70
7月	814,554,230	784,482,048	3.83
8月	829,222,459	796,248,690	4.14
9月	808,829,506	815,330,819	▲ 0.80
10月	856,223,172	826,651,531	3.58
11月	859,276,060	791,845,102	8.52
12月	848,559,798	871,716,924	▲ 2.66
1月	799,952,261	761,677,914	5.03
2月	819,178,377	799,697,068	2.44
3月	957,168,753	907,954,033	5.42
合計	10,079,212,663	9,739,225,266	3.49
年間月平均	839,934,389	811,602,106	3.49

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

① 入院時食事療養費差額の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

② 入院時生活療養費差額の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
35,038	299,515,740	33,187	289,957,653	5.58	3.30

(6) 高額療養費の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
6,160	649,405,957	5,651	610,864,488	9.01	6.31

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8) 出産育児一時金の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
861	363,382,866	850	357,588,710	1.29	1.62

(注) 直接支払の事務費を含む。

(9) 葬祭費の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
84	18,300,000	76	17,200,000	10.53	6.40

(10) 療養費の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24,444	103,269,564	24,222	103,016,821	0.92	0.25

(11) 移送費の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(12) 傷病手当金の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,512	55,740,000	1,468	53,662,000	3.00	3.87

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	平成 29 年度	平成 28 年度	伸び率	
収入	交付金	360,560,000	299,025,000	20.58
	国庫補助金	16,106,000	16,748,000	▲ 3.83
	収入合計	376,666,000	315,773,000	19.28
支出	拠出金	345,101,000	336,400,000	2.59
	支出合計	345,101,000	336,400,000	2.59
収支差額	31,565,000	▲ 20,627,000	▲ 253.03	

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,550,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 440 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
31,000,000	65,378	28,766,320	59,766,320

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75 歳未満)

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,788	99,184,054	3,499	90,070,341	8.26	10.12

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,530	65,818,314	22,455	64,484,080	0.33	2.07

(4) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

平成 29 年度				平成 28 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
31,567	6,182	19.58	47,163,584	31,118	5,794	18.62	44,571,989

② 特定保健指導の実施状況

平成 29 年度				平成 28 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
830	12	1.45	56,396	740	7	0.95	55,512

(5) 資金貸付事業の状況

高額療養費資金貸付及び出産費資金貸付事業の貸付実績無し。

(6) 医療費通知の実施状況

年 6 回 (2 カ月間の診療分ごとに通知) 実施。

(7) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
181	20,032,000	202	20,720,000	▲ 10.40	▲ 3.32

② 死亡見舞金の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
62	18,600,000	52	15,500,000	19.23	6.20

③ 節目健診事業助成金の支給状況

平成 29 年度		平成 28 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
39	890,136	25	703,735	56.00	26.49

(8) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況  
年2回（平成29年8月、平成30年2月）実施。

(9) メンタルヘルスカウンセリング利用状況  
電話6件 面接8件 WEB0件 平成29年度合計 14件

7. レセプト点検事業の実施状況（平成28年度点検分）

(1) レセプト2次点検

委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
6,156,000	5,329,880	▲ 826,120	6,156,000	5,329,880

(2) 高額レセプト点検

委託料 300万円 費用については、全額国庫補助対象  
再審査申請件数213件 効果額156,260円

8. 広報活動の実施状況

- (1) 組合報「全国歯報」を年2回発行
- (2) ホームページ活用の実施

9. 被保険者証の更新

平成29年8月1日更新

### Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

- ③組合規約及び規程等の改正について
- ④その他給付・療養費・後期高齢者組合員の保健事業について
- ⑤平成29年度被保険者証の一齐更新について
- ⑥カードプリンタの導入に伴う被保険者証発行手順等について
- ⑦保険者間調整について
- ⑧規約及び規程等の改正について
- ⑨栃木県による指導監督結果について
- ⑩平成28年度医療費分析について
- ⑪医療費返還金等の送金通知について
- ⑫意見交換・連絡事項

### Ⅳ 事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会

- (1) 日時 平成29年4月21日(金)13時～17時  
平成29年4月22日(土)9時～12時
- (2) 場所 ホテルマイステイズ新大阪  
コンファレンスセンター
- (3) 研修内容

- ①国保基幹システムのマイナンバー関連の変更点について
- ②コンプライアンス研修「個人情報漏えいに関する事例研究」

2. 東京事務所職員対象の研修会

- (1) 日時 平成29年8月23日(水) 10時
- (2) 場所 東京事務所 地階
- (3) 研修・意見交換・確認内容

- ①平成29年度検討事項について
- ②支部業務について（沖縄県支部業務支援を終えて）
- ③平成29年度全歯連の調査事項について

### V 諸会議の開催

1. 組合会

会議名	開催日	開催場所
第81回通常組合会	平成29年7月23日(日)	フクラシア東京ステーション
第82回通常組合会	平成30年3月18日(日)	フクラシア東京ステーション

2. 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成29年6月27日(火)	フクラシア東京ステーション
第2回理事会	平成29年8月1日(火)	フクラシア東京ステーション
第3回理事会	平成29年11月29日(水)	フクラシア東京ステーション
第4回理事会	平成30年1月31日(水)	フクラシア東京ステーション
第5回理事会	平成30年3月6日(火)	フクラシア東京ステーション

3. 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成29年5月17日(水)	東京事務所
第2回常務会	平成29年7月23日(日)	フクラシア東京ステーション
第3回常務会	平成29年10月19日(木)	東京事務所
第4回常務会	平成29年11月29日(水)	フクラシア東京ステーション
第5回移動常務会	平成30年2月20日(火)	ウェスティン都ホテル京都
第6回常務会	平成30年3月18日(日)	フクラシア東京ステーション

4. 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成29年6月21日(水)	東京事務所
第2回監事会	平成30年2月27日(火)	東京事務所

5. 打合せ

会議名	開催日	開催場所
第1回議長団打合せ	平成29年7月23日(日)	フクラシア東京ステーション
打合せ	平成30年3月18日(日)	フクラシア東京ステーション

6. 事務研修会・職員対象コンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催場所
平成29年度職員事務研修会 コンプライアンスに関する研修会	平成29年4月21日(金) ～22日(土)	ホテルマイステイズ新大阪 コンファレンスセンター

7. 報酬・給与等審議会

会議名	開催日	開催場所
第1回報酬・給与等審議会	平成29年5月31日(水)	東京事務所
第2回報酬・給与等審議会	平成29年6月7日(水)	東京事務所

8. 40周年記念誌編集委員会

会議名	開催日	開催場所
第2回40周年記念誌編集委員会	平成29年9月13日(水)	東京事務所
第3回40周年記念誌編集委員会	平成30年1月24日(水)	東京事務所

### Ⅵ 関係団体の会議開催状況

1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成29年4月27日(木)	栃木県国保連合会
国民健康保険事務新任担当者研修会	平成29年5月26日(金)	栃木県庁

2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	平成 29 年 5 月 25 日 (木)	栃木県国保連合会
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	平成 29 年 5 月 29 日 (月)	栃木県国保連合会
第 1 回保健事業専門研修会	平成 29 年 7 月 21 日 (金)	栃木県国保連合会
次期国保総合システムに関する説明会	平成 29 年 8 月 25 日 (金)	栃木県国保連合会
特定健診等データ管理システム個別操作等研修会	平成 29 年 10 月 25 日 (金)	栃木県国保連合会
次期国保総合システム操作研修会	平成 29 年 11 月 15 日 (水)	栃木県国保連合会
第 2 回保健事業専門研修会	平成 30 年 2 月 2 日 (金)	栃木県国保連合会
特定健診等データ管理システム担当者説明会	平成 30 年 2 月 8 日 (木)	栃木県国保連合会

3. 全協関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第 69 回通常総会	平成 29 年 6 月 22 日 (木)	江陽グランドホテル
第 70 回通常総会	平成 30 年 3 月 16 日 (金)	明治記念館

(2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成 29 年 4 月 19 日 (水)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成 29 年 5 月 12 日 (金)	ホテルメトロポリタン長野
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成 29 年 11 月 17 日 (金)	厚生会館

(3) 研修会

会議名	開催日	開催場所
保健事業推進担当者研修会	平成 29 年 6 月 13 日 (火)	全国町村会館
職員研修会	平成 29 年 7 月 12 日 (水)	全国町村会館
第 1 回事務(局)長研修会	平成 29 年 9 月 5 日 (火)	全国町村会館
第 1 回理事長・役員研修会	平成 29 年 9 月 21 日 (木)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回事務(局)長研修会	平成 30 年 1 月 12 日 (金)	全国町村会館
第 1 回制度研究検討委員会	平成 30 年 1 月 23 日 (火)	主婦会館プラザエフ
第 2 回理事長・役員研修会	平成 30 年 2 月 8 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

4. 全歯連関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回通常総会	平成 29 年 7 月 11 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回通常総会	平成 30 年 2 月 28 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回理事会	平成 29 年 5 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回理事会	平成 29 年 7 月 11 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回理事会	平成 29 年 9 月 26 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 4 回理事会	平成 30 年 2 月 6 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 5 回理事会	平成 30 年 2 月 28 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(3) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回監事会	平成 29 年 5 月 30 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(4) 委員会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回調査委員会	平成 29 年 9 月 26 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回調査委員会	平成 29 年 10 月 24 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回調査委員会	平成 29 年 12 月 5 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(5) 選挙管理会

会議名	開催日	開催場所
第 1 回選挙管理会	平成 29 年 7 月 11 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回選挙管理会	平成 29 年 9 月 26 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

5. その他

会議名	開催日	開催場所
東海信越地区歯科医師会・国保組合・全国歯連組合事務長会	平成 29 年 6 月 16 日 (金)	三重県歯科医師会館
東海信越地区歯科医師会役員・国保組合役員・連盟役員合同連絡協議会	平成 29 年 10 月 14 日 (土)	ホテルメルパルク長野
全歯連第 1 回積立金等ワーキング	平成 29 年 12 月 21 日 (木)	アルカディア市ヶ谷

第 2 号議案 平成 29 年度歳入歳出決算について  
議決を求める件 鈴木副理事長



平成 29 年度歳入歳出決算についての説明後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

＜歳入＞

- ・保険料収入(医療給付費分)は、平成 28 年度と比較し 35,851,993 円減。均等割においては、被保険者予測減少者数約 350 名に対し、実際は 402 名の減少となり収入減少につながった。医療給付費分の負担割合比率は、1 種、1 種家族が 61.36%、次に 3 種が 32.23%の順になっている。
- ・一方 3 種女性一人親家庭の保険料免除額は増え、50,241,600 円。
- ・国民健康保険料全体としては、平成 29 年度は 12,750,099,117 円を徴収し、前年比対では 0.74% 増。詳細としては、医療給付費分の収入は 35,851,993 円減だが、0～74 歳の組合員より徴収の後期高齢者支援金分は 60,744,600 円増(保険料 100 円値上げ)、40～64 歳までの組合員から徴収する介護納付金分は 68,182,900 円増(保険料 200 円値上げ)、75 歳以上の組合に残っている方から徴収する後期高齢者組合員賦課額は 190,000 円増。全体としては組合員の高年齢化により前年比より増となった。
- ・医療給付費分として徴収した 8,861,067,517 円については、そのうちの 20.09% の 1,780,334,217 円分は前期高齢者納付金として納められている。
- ・国庫支出金のうち、国庫負担金は前年比の 35,057 円増の 42,645,762 円。国庫補助金は前年比の 189,179,312 円増の 5,408,781,899 円。
- ・一般(31.2%)と平成 9 年 9 月より適用除外にて組合に残った組合員(13.0%)は補助率が違うが、特定被保険者は年々増えていて、特に 3 種組合員が増加している。

＜歳出＞

- ・総務費全体としては、632,650,537 円であった。職員の退職、システム開発等で前年度比より 45,666,351 円増となった。
- ・保険給付費として平成 29 年度は、235,842,907 円増の 8,365,855,427 円。国庫補助金のうち保険給付に使用できるのは、2,558,265,947 円。
- ・療養諸費は前年比より 235,842,907 円増の 7,279,026,604 円。高額療養費は前年比より 38,541,469 円増の 649,405,957 円。出産育児諸費は前年比より 5,794,156 円増の 363,382,866 円、傷病手当金は 2,078,000 円増の 55,740,000 円。
- ・療養給付費の給付割合は、1 種 30.95%、1 種家族は 30.14%、2 種 1.27%、2 種家族 1.85%、3 種 29%、3 種家族 6.79%。
- ・後期高齢者支援金については、前年比 61,440,100 円増の 3,525,779,066 円。前期高齢者納付金については前年比 4,102,244 円増の 2,549,998,552 円。介護納付金は前年比 39,889,137 円増の 1,721,715,969 円。
- ・保健事業費は、前年比 20,999,135 円増の 341,422,539 円。
- ・諸支出金の償還金は、202,312,673 円。毎年多めに補助されているため、翌年償還金として返還請求が来る。

平成 29 年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 国民健康保 険料		12,782,520,000	12,767,695,842	12,750,099,117	3,965,172	13,631,553	▲ 32,420,883
	1. 国民健康保険料	12,782,520,000	12,767,695,842	12,750,099,117	3,965,172	13,631,553	▲ 32,420,883
2. 使用料及び 手数料		1,000	32,000	32,000	0	0	31,000
	1. 手数料	1,000	32,000	32,000	0	0	31,000
3. 国庫支出金		4,217,177,000	5,451,427,661	5,451,427,661	0	0	1,234,250,661
	1. 国庫負担金	40,550,000	42,645,762	42,645,762	0	0	2,095,762
	2. 国庫補助金	4,176,627,000	5,408,781,899	5,408,781,899	0	0	1,232,154,899
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		275,741,000	360,560,000	360,560,000	0	0	84,819,000
	1. 共同事業交付金	275,741,000	360,560,000	360,560,000	0	0	84,819,000
6. 財産収入		18,148,000	20,810,770	20,810,770	0	0	2,662,770
	1. 財産運用収入	18,148,000	20,810,770	20,810,770	0	0	2,662,770
7. 繰入金		15,806,000	36,709,687	36,709,687	0	0	20,903,687
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	15,800,000	15,800,000	15,800,000	0	0	0
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	20,909,687	20,909,687	0	0	20,908,687
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		1,500,000,000	2,142,046,897	2,142,046,897	0	0	642,046,897
	1. 繰越金	1,500,000,000	2,142,046,897	2,142,046,897	0	0	642,046,897
9. 諸収入		607,000	5,686,320	5,686,320	0	0	5,079,320
	1. 延滞金及び過料	1,000	327,900	327,900	0	0	326,900
	2. 立替収入	1,000	268,978	268,978	0	0	267,978
	3. 預金利子	597,000	26,071	26,071	0	0	▲ 570,929
	4. 雑入	8,000	5,063,371	5,063,371	0	0	5,055,371
歳 入 合 計		18,810,002,000	20,784,969,177	20,767,372,452	3,965,172	13,631,553	1,957,370,452

歳 出

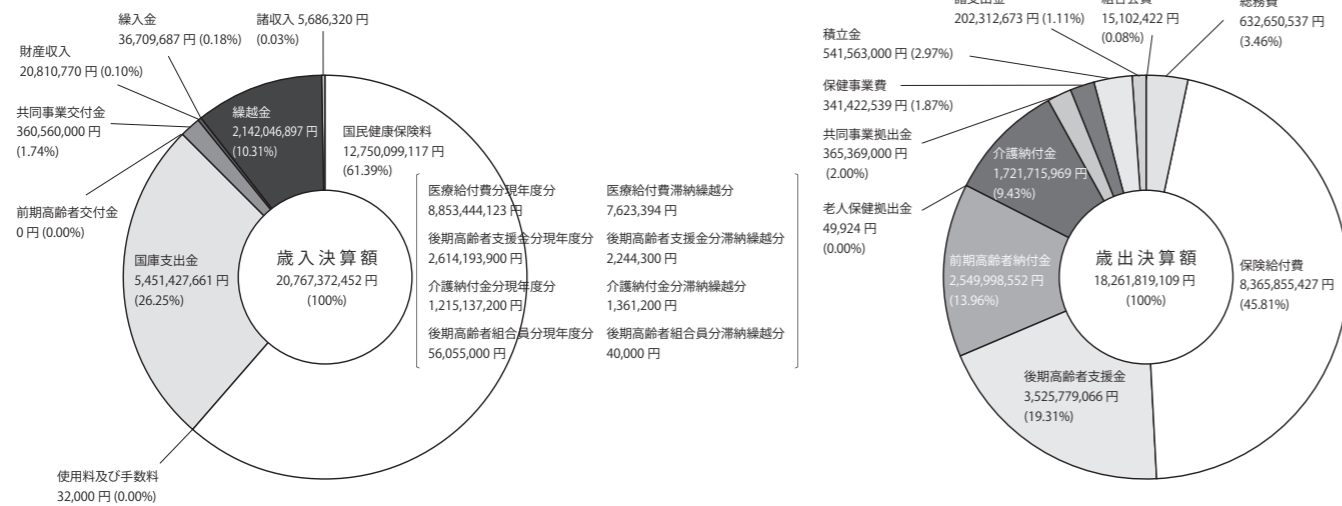
(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		19,430,000	15,102,422	0	4,327,578
	1. 組合会費	19,430,000	15,102,422	0	4,327,578
2. 総務費		707,494,000	632,650,537	0	74,843,463
	1. 総務管理費	707,493,000	632,650,537	0	74,842,463
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		8,446,562,209	8,365,855,427	0	80,706,782
	1. 療養諸費	7,342,324,252	7,279,026,604	0	63,297,648
	2. 高額療養費	650,405,957	649,405,957	0	1,000,000
	3. 移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4. 出産育児諸費	373,567,000	363,382,866	0	10,184,134
	5. 葬祭費	18,300,000	18,300,000	0	0
	6. 傷病手当金	60,965,000	55,740,000	0	5,225,000
4. 後期高齢者支援金等		3,535,515,000	3,525,779,066	0	9,735,934
	1. 後期高齢者支援金等	3,535,515,000	3,525,779,066	0	9,735,934
5. 前期高齢者納付金等		2,558,049,000	2,549,998,552	0	8,050,448
	1. 前期高齢者納付金等	2,558,049,000	2,549,998,552	0	8,050,448
6. 老人保健拠出金		51,000	49,924	0	1,076
	1. 老人保健拠出金	51,000	49,924	0	1,076
7. 介護納付金		1,736,133,000	1,721,715,969	0	14,417,031
	1. 介護納付金	1,736,133,000	1,721,715,969	0	14,417,031
8. 共同事業拠出金		414,504,000	365,369,000	0	49,135,000
	1. 共同事業拠出金	394,235,000	345,101,000	0	49,134,000
	2. 共同事業負担金	20,269,000	20,268,000	0	1,000
9. 保健事業費		388,995,000	341,422,539	0	47,572,461
	1. 特定健康診査等事業費	64,402,000	61,118,583	0	3,283,417
	2. 保健事業費	324,593,000	280,303,956	0	44,289,044
10. 積立金		542,497,000	541,563,000	0	934,000
	1. 積立金	542,497,000	541,563,000	0	934,000
11. 諸支出金		202,312,673	202,312,673	0	0
	1. 償還金	202,312,673	202,312,673	0	0
12. 予備費		258,459,118	0	0	258,459,118
	1. 予備費	258,459,118	0	0	258,459,118
歳 出 合 計		18,810,002,000	18,261,819,109	0	548,182,891

歳入合計 20,767,372,452  
 歳出合計 18,261,819,109  
 差引残高 2,505,553,343



### 平成 29 年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



### 財産状況報告 (平成 29 年度末現在)

#### 1. 積立金

科目	金額(円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	226,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	5,534,164
⑥ 職員退職手当積立金	214,565,808
⑦ 国保事業安定積立金	3,000,000,000
合計	6,539,286,972

#### (2) 備品目録 (支部事務所)

支部名	品目	数量
栃木県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
山梨県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1
青森県	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
岐阜県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
富山県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1
滋賀県	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
京都府	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	3
岡山県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1
山口県	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
鳥根県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
鳥取県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1
香川県	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
徳島県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
高知県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1
新潟県	新基幹システム端末機	3
	カードプリンタ	1
岩手県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
石川県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1
長野県	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
福井県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
沖縄県	カードプリンタ	1
	レーザープリンタ	1

#### 2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

#### 3. 什器備品

##### (1) 備品目録 (東京事務所)

品目	数量
事務用机	3
事務用椅子	5
ミーティングテーブル	2
デジタルカメラ	2
オーバーヘッドプロジェクター	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1
ウォシュレット	4
書庫	1
パソコン・ウイルス対策機器	1
新基幹システム用端末機	14
新基幹システム端末機(データセンタ設置)	1
新基幹システムルータ機器(データセンタ設置)	1
レーザープリンタ	3
パソコン	12
タブレット型情報端末	34
統合専用端末	1

### 監査報告 滝澤常務監事・箱崎監事

箱崎監事より平成 30 年 6 月 20 日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士より、歳入・歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告された旨が伝えられた。

つづいて滝澤常務監事より、監事 2 名は関係の役職員の立会いの中で、規約第 49 条により、平成 29 年度の経理状況および財産の状況を監査し、各銀行残高証明書等を照会した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は認められなかった、と報告。監査報告意見書については、別紙のとおり報告された。



滝澤常務監事



箱崎監事

**監査報告書**

全国歯科医師国民健康保険組  
理事長 三塚 憲二 殿

平成 30 年 6 月 20 日  
東京都大田区池上 6 丁目 18 番 2 号

公認会計士 **清永 秀一**

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業会計における歳入・歳出決算事項別明細書について監査いたしました。この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施しました。監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以 上

**監査報告書**

全国歯科医師国民健康保険組  
理事長 三塚 憲二 殿

平成 30 年 6 月 20 日  
東京都大田区池上 6 丁目 18 番 2 号

公認会計士 **清永 秀一**

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成 30 年 3 月 31 日現在における諸積立金および事業会計の預金等の残高について監査しました。監査の結果諸積立金および事業会計の預金等の残高は下記のとおりであることを報告いたします。

記

1. 特別積立金	金 1,903,090,000 円
2. 給付費等支払準備金積立金	金 1,064,772,000 円
3. 別途積立金	金 125,000,000 円
4. 事務所維持・拡充積立金	金 226,325,000 円
5. 役員退職慰労金積立金	金 5,534,164 円
6. 職員退職手当積立金	金 214,565,808 円
7. 国保事業安定積立金	金 3,000,000,000 円
8. 事業会計預金残高	金 2,821,486,691 円
合計	金 9,360,773,663 円

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 三塚 憲二 様

平成30年 6月20日

常務監事 滝澤 隆  
監事 箱崎 宗男

本日、東京事務所会議室におきまして、私共監事2名は、関係役職員の立会いを得まして、規約第49条により、平成29年度（平成29年4月1日より平成30年3月31日まで）の経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照合をいたしました結果、適正に処理されているものと認めました。

また、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は、認められませんでした。

監査報告意見書

全国歯科医師国民健康保険組合  
理事長 三塚 憲二 様

常務監事 滝澤 隆  
監事 箱崎 宗男

監査の概要

平成29年度開催の理事会及び通常組合会に全て出席し、各担当理事より事業報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、当該事業年度に係る事業が適正に執行されていることを確認しました。  
また、私共監事は、平成30年6月20日（水）、東京事務所 B1会議室において三塚理事長、鈴木会計担当副理事長、齊藤専務理事、並びに清水会計士の立ち会いのもとに、平成29年度の業務全般及び会計についての監査を行いました。

① 業務に関する意見

- (1) 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
- (2) 組合員に対して、メンタルヘルスカウンセリングを実施し、電話及び面談による相談を開始したことについて評価しました。
- (3) 高額医療レセプトについて、専門知識を有する者に委託し、東京事務所にて再点検を実施したことについて評価しました。
- (4) 各支部に、カードプリンターを配置し、窓口でのプラスチックカードの被保険者証発行を開始し、被保険者の利便性を高めたことと、その発行に伴うシステム開発を開発業者ではなく東京事務所で行い、年間に係るシステム開発費用の軽減を図ったことを評価しました。  
また、被保険者証カードの管理についても、毎月管理簿により支部で管理をするようにしたことを評価しました。
- (5) 情報セキュリティ監査については、運用、管理状況の妥当性を確認しました。
- (6) 所得調査の提出名簿を現状に見合った、抽出方法に変更したこと。

② 会計に関する意見

- (1) 会計面に対しても、健全な運営がされていると認めました。
- (2) 積立金の運用について、長期運用の出来るものについては、利率の高いものに検討し変更していることについて評価しました。
- (3) 各種積立金において法定積立額は、適正に保有されていることを確認しました。
- (4) 年3回の残高証明の照合では会計士の他に担当役員にも確認することを前回要望し、そのことが、なされていることを確認いたしました。

③ コンプライアンスに関する意見

- (1) 新任職員の守秘義務誓約書を確認しました。
- (2) 平成29年4月21日（金）ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンターにて、職員コンプライアンス研修会を実施したことを評価しました。

第4号議案 組合規約の一部改正（案）について議決を求める件 齊藤専務理事

組合規約第4条(地区)における地区拡張について、別表2の一部改正の趣旨説明の後、可決承認された。

(太字下線部分が改正部分)

改正(案)	現行																																										
別表 1 (規約第4条関係)	別表 1 (規約第4条関係)																																										
<table border="1"> <tr> <td>栃木県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> <td>富山県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都府</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>山口県</td> <td>岡山県</td> <td>香川県</td> <td>徳島県</td> <td>高知県</td> <td>青森県</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>岩手県</td> <td>石川県</td> <td>長野県</td> <td>福井県</td> <td>沖縄県</td> <td></td> </tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県		<table border="1"> <tr> <td>栃木県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> <td>富山県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都府</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>山口県</td> <td>岡山県</td> <td>香川県</td> <td>徳島県</td> <td>高知県</td> <td>青森県</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>岩手県</td> <td>石川県</td> <td>長野県</td> <td>福井県</td> <td>沖縄県</td> <td></td> </tr> </table>	栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県	島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県	新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県	
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県																																					
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県																																					
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																																						
栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県																																					
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県																																					
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県																																						
別表 2 (規約第4条関係)	別表 2 (規約第4条関係)																																										
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市																																								
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町																																								
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町																																								
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村																																								
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市																																								
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町																																								
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市																																								
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区																																								
神奈川県	相模原市	神奈川県	相模原市																																								
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町																																								
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋、大口町、豊田市、刈谷市	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋、大口町、豊田市、刈谷市																																								
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市																																								
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町																																								
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市																																								
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市																																								
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町																																								
愛媛県	四国中央市、鬼北町	愛媛県	四国中央市、鬼北町																																								
福岡県	北九州市、行橋市	福岡県	北九州市																																								

附則

- 1. この規約については認可の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。  
(別表2 地区の追加 行橋市)

第3号議案 平成29年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

平成29年度決算剰余金に処分について、決算剰余金2,505,553,343円を平成30年度に繰り越したい旨の説明があり、全員挙手により可決承認された。

平成29年度歳入歳出決算

歳入合計	20,767,372,452円
歳出合計	18,261,819,109円
決算剰余金	2,505,553,343円

# 報告事項

〔全国歯関係〕

## 1. 規約施行規則の一部改正について

【出産手当金】

齊藤専務理事

第82回組合会において意見のあった出産手当金の支給条件について、規約施行規則の一部改正点の説明がなされた。「支給対象となる産休期間は組合員となって継続して1年経過した日の翌日からとする」と文言を加え「この附則につきましては、平成30年6月27日から施行し、平成30年4月1日からさかのぼって適用する」こととする。

## 2. 報酬・給与等審議会の設置及び委員について

齊藤専務理事

職員に係る報酬等の審議のため、報酬・給与等審議会の設置する。規程第4条「審議会の委員には5名以内とする」に従い、A・B・C各地区より1名ずつ、合計3名の委員（A地区山梨県支部の安富先生、B地区富山県支部の山本先生、C地区岡山県支部の酒井先生）について選考した。各支部の報酬の差などを鑑み、今後の職員の報酬の規定について審議をしていく予定。

## 3. 平成29年度療養給付費の状況について

鈴木常務理事

平成29年度療養給付費について平成28年度と比べ3.42%、金額にして2億3,500万増と



鈴木常務理事

なっている。理由は、医療費の増加、医療施術の高度化による高点数化があげられる。1種組合員の先生方の高齢化により、1人当たりの療養給付費の年間平均が193,111円となり、従業員の年間平均と比べると倍近くなる。

ハーボニー、オプジーボなどの高額薬品に関しては、この2年間に使用が安定し、今後は薬の投与の影響がプラスに働いてくるのではないかと期待する。

人工透析の患者は、全国歯ではトータルで56名。人工透析は月平均44万円かかり、治療は長期間に及ぶ。医療費は1人当たり年間約520～530万がかかる。そのため人工透析の患者の減少が、療養費の削減に繋がる。全国歯は全国平均と比べると少ないものの、糖尿病患者をいかに悪化させないかが鍵となってくる。

診療月	平成27年度 A	平成28年度 B	伸率 B/A	平成29年度 C	伸率 C/B
4月	566,153,671	575,961,470	1.73	570,076,132	▲ 1.02
5月	521,732,610	532,194,136	2.01	577,803,781	8.57
6月	546,905,543	574,201,571	4.99	606,597,162	5.64
7月	568,779,651	553,242,617	▲ 2.73	575,458,600	4.02
8月	522,754,500	561,381,252	7.39	584,132,653	4.05
9月	552,571,347	575,644,305	4.18	572,431,390	▲ 0.56
10月	605,900,026	584,778,613	▲ 3.49	604,696,399	3.41
11月	541,426,783	559,768,204	3.39	606,818,270	8.41
12月	601,599,930	615,960,245	2.39	598,407,561	▲ 2.85
1月	548,796,472	538,189,450	▲ 1.93	563,108,445	4.63
2月	603,107,901	565,871,089	▲ 6.17	578,696,064	2.27
3月	665,675,947	641,464,968	▲ 3.64	675,475,895	5.30
合計	6,845,404,381	6,878,657,920	0.49	7,113,702,352	3.42
年間平均月額	570,450,365	573,221,493	0.49	592,808,529	3.42

## 4. 平成29年度メンタルヘルスカウンセリング利用状況について

鈴木常務理事

平成29年5月より開始されたメンタルヘルスカウンセリングについて、Web、電話、面接により14件のカウンセリング利用者があった。

## 5. 平成29年度高額レセプト点検について

鈴木常務理事

全国歯全体で月に5万3,000件のレセプトがあり、第一次審査、第二次審査を栃木県の連合会に依頼している。平成29年より第二次審査を終了した1万9,200点以上の高額レセプトについて、第三次審査を行っている。個別に契約した専門知識のある方に依頼し、最終的には平成29年度は、15万6,000円ほど再審査で査定があった。各医療機関に、全国歯ではしっかりとしたチェックが行われていることを知ってもらい、正しい請求がなされるようにしていきたい。

## 6. 平成29年度除名処分について

齊藤専務理事

平成29年度除名処分について、岩手県支部の1種組合員1名、2・3種組合員が1名、合計2名について、滞納保険料額16万1,701円のため、平成29年4月1日付で除名処分とした。なお、この保険料については、全て支部において回収済みである。

## 7. 平成30年度会議開催日程について

平成30年度 会議予定表

平成30年7月20日 現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
30年	5月	23日(水)	第1回常務会	13:00	東京事務所
	6月	20日(水)	第1回監事会	15:00	東京事務所
		27日(水)	第1回理事会	10:00	フクラシア東京ステーション
	7月	20日(金)	職員事務研修会	13:00	ハートンホテル京都
		21日(土)	第2回常務会	11:00	ウェスティン都ホテル京都
			第1回議長団打合会	12:00	
			第83回通常組合会	13:00	
			コンプライアンス研修会	15:45	
	創立40周年記念式典	17:00			
	創立40周年記念祝賀会	18:00			
	8月	22日(水)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所
10月	17日(水)	第3回常務会	13:30	東京事務所	
11月	14日(水)	第4回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション	
		第2回理事会	13:00		
31年	2月	19日(火)	第5回常務会	13:30	東京事務所
		26日(火)	第2回監事会	15:00	東京事務所
	3月	6日(水)	第3回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション
		31日(日)	第6回常務会	11:00	フクラシア東京ステーション
			第2回議長団打合会	12:00	
第84回通常組合会	13:00				

## 8. 平成30年度における課税標準額の調査について

齊藤専務理事

平成30年度における課税標準額の調査について、5月11日に厚労省より平成30年度における課税標準額の調査についての詳細が公表され、6月に栃木県に組合員名簿を提出した。そのなかから国の要綱に基づき3,524名が調査対象者に選ばれた。

現在は東京事務所より対象組合員へ委任状を送付している。この委任状は、前回の所得調査時にも依頼したが、対象者が直接役所に行き所得証明書を発行してもらうわけではなく、この委任状をもって東京事務所より各市町村に調査対象となった方の所得証明書の提出を依頼し、すべてを集計して11月9日までに栃木県へ提出する。この提出が平成32年度からの国庫補助の算定に影響する。

## 9. 平成30年度支部指導監督の実施について

- ① 平成30年10月19日(金) 山梨県支部
- ② 平成30年11月20日(火) 石川県支部
- ③ 平成30年11月21日(水) 福井県支部
- ④ 平成30年11月30日(金) 高知県支部

## 10. 木村先生の対応について

齊藤専務理事

参議院議員・木村義雄先生には制度や仕組みを従来よりご教授いただき、何とか健全な組合運営が出来ている。そのため次回の選挙では先生のお力になれば、と考えているが、顧問弁護士とも相談し、全国歯科医師国民健康保険組合、あるいは、全国歯の支部名では推薦は控え、各県の歯科医師連盟での対応を強くお願いしたい。

【その他】

三塚理事長

東京都歯科健康保険組合から、個人事業主とその家族について、全国歯へ加入希望の問い合わせがあった。全国歯では、今後検討をしていく予定。

## ■閉会の辞(要旨) 鈴木副理事長

長時間にわたっての慎重審議、ありがとうございました。1号から4号までの議案につき、すべてを承認いただきました。今年も様々な重要課題がありますが、理事会・組合会にて皆様のご協力のもと最善の方法を考えていきたいと思っております。



## 全国歯科医師国民健康保険組合創立40周年記念式典・祝賀会

平成30年7月21日(土)ウエスティン都ホテル京都「瑞穂の間」において、通常組合会後の午後5時より、全国歯科医師国民健康保険組合創立40周年記念式典・祝賀会を挙行し、加藤勝信厚生労働大臣をはじめ、官・政界、関係団体からのご来賓、20支部から現職の役員・職員、長く組合に携わった役員OB、職員OBら約200人にご出席いただいた。

前理事長・尾上徹創立40周年記念式典実行委員長の開式の辞に続き、三塚理事長が、全国歯創立の経緯を述べた後、「当組合は現在、20府県、被保険者数6万5,000人、予算規模190億円の大規模組合に発展した」と説明し、さらに国保組合を取り巻く状況を伝え、「厳しい環境にも対応できる組織を構築された諸先輩役員方の、先を見据えた決断力には、深甚なる敬意を表する」とし、「次世代に向けて、更に安定した組合運営と保健事業の充実を図り、全国のデンタルファミリーの健康管理・増進を目ざして参る」と式辞を述べた。

また加藤勝信厚生労働大臣、伊吹文明衆議院議員、福田富一栃木県知事(代読:亀田隆夫栃木県保健福祉部参事兼国保医療課長)、門川大作京都市長、真野章全国国民健康保険組合協会会長、堀憲郎日本歯科医師会会長(代読:柳川忠廣日本歯科医師会副会長)が祝辞を述べられ、続いて来賓が紹介された。

『全ては国民の健康の為に』という創立の精神

を守り、歯科医療の可能性を追求し、片時もその思いを絶やさずに研鑽を続けて来られた貴組合、組合員の皆様にあらためて敬意を表させていただきます』との安倍晋三内閣総理大臣からのご祝電をはじめ、式典に多数のご祝電も頂戴した。

祝宴では、祇園甲部による手打ち、高橋英登日本歯科医師連盟会長が祝辞を述べられ、鏡開きに続き木村義雄参議院議員の音頭で乾杯をした。終盤では山口誠一郎全国歯科医師国民健康保険組合連合会会長による万歳三唱など、全国歯として大きな節目である創立40周年記念式典・祝賀会は、数えきれない感謝とともに無事に終了した。

	司会 倉森ひとみ氏
記念式典	
1. 開式の辞	創立40周年記念式典実行委員長 尾上 徹
2. 式 辞	全国歯科医師国民健康保険組合理事長 三塚 憲二
3. 物故組合員への黙祷	
4. 祝 辞	
5. 来賓紹介	
6. 祝電披露	
7. 表 彰	
8. 閉式の辞	全国歯科医師国民健康保険組合副理事長 鈴木 哲男
記念祝賀会	
1. 開 宴	手打ち 祇園甲部芸妓連中
2. 祝 辞	
3. 鏡 開 き	
4. 乾 杯	
5. 万歳三唱	
6. 閉宴の辞	全国歯科医師国民健康保険組合副理事長 山下 喜世弘

## 石川県支部

石川県支部は、昭和34年1月1日に石川県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和58年4月1日より全国歯科医師国民健康保険組合に加入致しました。被保険者数は、平成30年6月30日現在、1種組合員477名・家族838名、2種組合員58名・家族44名、3種組合員1,233名・家族185名、合計2,835名となっております。

当支部の事務所は、金沢市にあり、組織構成は支部長、副支部長、常務理事2名、理事7名、監事2名、職員1名となっております。

支部単独事業としては、県歯科医師会と合同で石川県予防医学協会の全面的協力により1種組合員とその配偶者の健康診断を実施、また健康増進事業として県歯親睦ボウリング大会への助成を行っています。本年3月4日(日)には全歯国保創立40周年記念大会とし、毎年開催のボウリング大会を盛大に行いました。また本年9月29日(土)には全歯国保創立40周年記念講演会並びに祝賀会を行う予定です。

石川県は、全国住みよさランキングに6都市が50位以内に、都道府県魅力度ランキングや全国学力テストなども上位に入るなど、豊かな自然に恵まれた住みやすい県です。また、新鮮な海の幸や山の幸が豊富で、伝統工芸や名所・旧跡も多く、世界で最も美しい駅14選に日本で唯一金沢駅が選ばれ、北陸新幹線開業以来、関東からのアクセスも良くなり県内は多くの観光客で賑わっていますので、是非一度、石川県にお越し下さい。

最後になりますが、蓮池支部長のもと、組合員の健康を維持するための事業を企画し、より充実した事業運営に取り組んでまいりますので、今後ともご指導の程よろしくお願いたします。

- 支 部 長 蓮池芳浩
- 副支部長 佐々木康雄
- 常務理事(理事兼務) 飯利邦洋、千田恭恵
- 理 事 西田明彦、長 哲也、扇谷義郎、加藤 倫、村戸建一
- 監 事 高井勇學、崎川英彦
- 職 員 吉藤雅代



## 長野県支部

長野県は日本の中央に位置し南北に212kmと長く、面積も全国4位と広いこともあり隣接県が8県と全国で最も多くなっております。また、間近に3000m級のアルプスの山々がそびえ立ち、県土の8割を森林が占める豊かな自然に恵まれています。日本で最も有名な県歌ともいえる「信濃の国」では、信州の特色が存分に織り込まれており、信州人（長野県民）に深く浸透し、今年には県歌制定50年を迎えました（制定されたのは1968年ですが、実際は100年以上の歴史がある曲です）。

平均寿命（平成27年）においては、女性が87.675歳で全国1位、男性が81.75歳で全国2位で、ピンピンコロリ（PPK）運動も推進しており、健康長寿県として注目されております。

信州の特産品とって思い浮かぶのは「信州蕎麦、りんご、きのこ、おやき」でしょうか。その他長野県はワイン特区を認定しており、ワイン用ブドウの生産日本一ということから「信州ワインバレー」として、その立地と気候を活かした4つのバレーにおいて25社のワイナリーがワイン醸造を行っています。近年NAGANO WINE（長野県産ワイン）の評価が、県内のみならず県外、国外で高まっています。長野にお越しの際はぜひご賞味ください。

さて長野県支部は、昭和33年10月に長野県歯科医師国民健康保険組合として被保険者約2,900名を以って発足し、その後、昭和60年3月同組合を解散、同年4月18番目の支部として全国歯科医師国民健康保険組合に加入しました。善光寺の御膝元、長野市にある長野県歯科医師会館内に事務所を置き、5,000名弱の被保険者に対し、支部役員4名、支部職員2名体制で国保業務にあたっております。

支部保健事業として毎年「簡易人間ドック」を県内の健診機関に委託し、県下15会場で組合員・家族を対象に出張健診を実施しております。今年度は新規事業として、本部事業の節目健診に加え支部においても健診補助金追加支給を実施、また健康管理促進事業への補助を行います。

長野県では県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、平均寿命及び健康寿命に着目し、健康長寿世界一を目指しています。長野県支部としても健康寿命延伸のため、若いころから自身の健康管理について関心を持っていただけるよう、今後も組合員及びその家族の疾病早期発見、健康増進のために出来る限りの支部保健事業の展開をしたいと考えております。



左より 小池副支部長 春日支部長 倉田支部監事 赤羽支部理事

## 全国歯の保険給付・保健事業

### 平成30年度における国民健康保険組合の被保険者に係る課税標準額の調査についてご協力をお願い

厚生労働省では、全国保組合に対して適正な補助金を交付するために課税標準額の調査を実施します。この調査は組合員の皆様の保険料にも影響する極めて重要な調査です。

国の調査要綱に基づき調査対象になられた組合員の皆様には、委任状のご提出をお願いする文書を送らせていただきました（7月上旬）。委任状は調査対象者に代わり国保組合が直接、市（区）町村より課税証明書を取得することについて委任いただくものです。

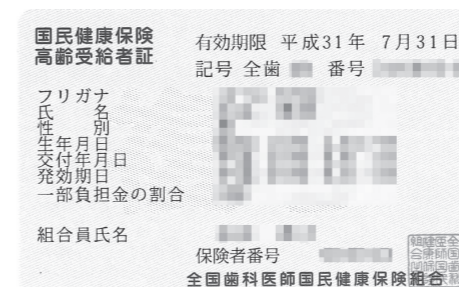
調査対象になられた組合員の皆様には大変お手数をお掛けいたしますが、調査へのご理解、ご協力をお願いいたします。また委任状のご提出がなかった場合は、国からの指示により、情報連携により所得情報等を照会させていただくこととなりますのでご了承ください。

### 歯科自家診療それに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

### 70歳以上74歳未満の方へ 平成30年8月1日からは紫色の高齢受給者証

70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。8月1日からは、紫色の高齢受給者証です。有効期限が7月31日の緑色のものをお持ちの方は、支部事務所までご返却をお願いします。



### 人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成30年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
（例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し



◆新しい高齢受給者証、限度額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた証は、支部事務所までご返却をお願いします。

### 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 申請手続きに必要な書類●
- 申請手続きに必要な書類●

- 申請手続きに必要な書類●
- 申請手続きに必要な書類●
- 申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヶ月を要します。

★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムのマッサージは、基本的に被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。

■外傷による負傷が対象  
療養費が支給されるのは急性または亜急性の

外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使って整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- 単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- 医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- 仕事や通勤途中の負傷
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善の見られない長期の施術 など

その他の保険給付の支給申請

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円
- 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数ヶ月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

～ 平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が変わります ～

現役並みⅠ、Ⅱに該当する方も、申請頂くと限度額適用認定証が発行されます。

【70歳以上の方の上限額(平成30年8月から)】

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+	(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+	(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+	(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

新たに限度額適用認定証の交付申請ができます

(注)「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。  
(注)適用区分「一般」とは、世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧但し書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満、及び70歳から74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ(課税所得145万円以上690万円未満)の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証(住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関に提示すると、1か月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。なお、更新される方は、お早目に手続きください。

●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	年 月 日
交付年月日	年 月 日
記号	番号
種組合員	住所
	氏名
適用対象者	氏名
	生年月日
発効期日	年 月 日
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	093013 全国歯科医師会 国民健康保険

◆**出産育児一時金の支給申請**

被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】 1児につき 420,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収証等の写し

全国歯では、産休・育休による保険料免除は実施していません。他の制度の育児休業給付等については、厚生労働省のQ&A育児休業給付をご覧ください。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所にて支給の手続きを行ってください。

◆**出産手当金の支給申請**

被保険者である組合員本人が出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により平成30年4月1日以降の産休について出産手当金を支給します。ただし支給対象となる産休期間は組合員となって継続して1年経過した日の翌日からとなります。

【対象者】 産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度とします。）  
【支給額】 1日につき、1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類
- ※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。異常分娩で入院された場合は、申請の際にご注意ください。

◆**傷病手当金の支給申請**

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円
- 2種組合員 1,500円
- 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

◆**インフルエンザ予防接種補助の支給申請**

インフルエンザの予防接種を受けたときに申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円限度

※費用額が3,000円未満の場合は実費分を支給  
※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から3,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）
- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

◆**節目健診のご案内**

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2)(1)で対象になった1種組合員の配偶者（年齢問わず）
- (3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合

は、その費用の合計に対し）30,000円を限度に支給  
【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）
- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

◆**がん検診のご案内**

がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するために検診受診者に対して検診費用の一部を補助します。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回受診

- ①胃がん検診1（胃内視鏡検査）または胃がん検診2（胃部エックス線検査）
- ②子宮頸がん検診（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）
- ③肺がん検診1（胸部エックス線検査）または肺がん検診2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）
- ④乳がん検査（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）
- ⑤大腸がん検査（便潜血検査）

【対象者】 【支給額】

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

- （申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）
- がん検診補助金支給申請書
- 対象となる検診の領収書
- ※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要

◆**特定健診・特定保健指導を受けましょう**

40歳以上の被保険者を対象に特定健診・特定保健指導を実施しています。

【対象者】 40～74歳となる被保険者で4月1日現在、全国歯の資格がある方

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

【健診費用】 無料

【受診券】 圧着はがきにて4月に送付済み

【受診可能医療機関】 お住まいの地区の医療機関で受診できるよう委託契約をしています。対象の医療機関の詳細は全国歯のHPをご覧ください。対象の医療機関にお問い合わせください。

勤務先で事業主が行う労働安全衛生法に基づく健診を受診される方は、受診結果と質問票（全国歯のHPにてプリントアウトできます。）を全国歯に提出いただくことで特定健診の受診にかえることができます。ご協力をお願いします。

◆**【特定健康診査内容】**

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
尿検査	

前年度の受診結果により以下が追加されます。

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

◆**仕事のストレス、人間関係の悩みについて  
カウンセラーに相談してみよう。**

心に悩みのある方、ストレスの解消法が分からず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょう。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

◆**全国歯メンタルヘルスカウンセリング  
専用ダイヤル：0120-926-189（無料）**

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

**後期高齢者組合員保健事業のお知らせ**

**◆傷病見舞金の支給申請**

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

**◆死亡見舞金の支給申請**

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

**◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内**

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2)(1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】4月1日から翌年の3月31日まで

【支給額】同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

**ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ**

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

**医療費通知の送付のお知らせ**

全国歯では年に6回、医療費通知を送付します。平成30年度の様式から、医療費通知が医療費控除を受ける際の添付書類として活用できるようになります。ただし、医療機関等から提出されたレセプトの被保険者証記号番号や生年月日に誤りがあるなどの修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。また医療費の領収書は税務署から提示または提出を求められる場合があり、5年間は保管する必要があります。

受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では把握しきれない部分について適正に医療機関から請求がされているか、ご自身でしっかりご確認ください。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がございましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

【平成30年1月～12月受診に関する医療費通知の送付について】

送付月	受診（施術）月
平成30年 6月	平成30年 1～2月受診分（送付済み）
平成30年 8月	平成30年 3～4月受診分
平成30年 10月	平成30年 5～6月受診分
平成30年 12月	平成30年 7～8月受診分
平成31年 2月	平成30年 9～10月受診分
平成31年 4月	平成30年 11～12月受診分

【注意事項】

医療費通知が確定申告期限までに通知されない平成30年11～12月受診分に関しては、領収書に基づき別途「医療費控除の明細書」を作成

し、確定申告書に添付する必要があります。また医療費通知に記載の医療機関の名称が「〇〇県医療機関」等になっている場合は、領収書に基づき必要事項を補完記入して下さい。現在のところ、医療費通知の再発行はシステム上不可能なため、ご注意ください。

**組合への届出が必要なのは、こんなとき**

◎交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、保険者が負担した7割または8割の医療費について、ご本人に請求させていただきます。また、新しい被保険者証の詳しい情報と手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。お気軽に支部事務所までご相談ください。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更したとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 住所氏名変更届
- 被保険者証（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

◎被保険者証を紛失したとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 被保険者証再交付申請書
- 被保険者証返納不能届書
- 始末書
- 紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンが組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。
- 個人信用情報機関  
（株）シー・アイ・シー（クレジット系）  
0120-810-414
- 全国銀行個人信用情報センター（銀行系）  
0120-540-558

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 該当届
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

- 申請手続きに必要な書類●
- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）



◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	山梨県支部	055-252-6481	青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110	富山県支部	076-432-9666	滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495	岡山県支部	086-224-7777	山口県支部	083-928-8020
島根県支部	0852-24-2757	鳥取県支部	0857-23-2621	香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977	高知県支部	088-823-7369	新潟県支部	025-283-3030
岩手県支部	019-623-1571	石川県支部	076-251-1011	長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108	沖縄県支部	098-996-3571		

全国歯科医師国民健康保険組合のホームページ (<http://www.zensikokuho.or.jp>) にも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

◆組合員専用ページのパスワード：648077◆

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5  
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818  
発行人 三塚 憲二  
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>  
写 真 平成 30 年 7 月 21 日  
創立 40 周年記念式典